

## 1. 発行者情報

|                 |  |       |                |
|-----------------|--|-------|----------------|
| (1)名称<br>(カタカナ) | Netflix, Inc.<br>ネットフリックス                                |       |                |
| (2)本店所在地        | 121 Albright Way, Los Gatos, California 95032, USA       |       |                |
| (3)①設立の準拠法      | 米国デラウェア州会社法  | ②法的地位 | 株式会社           |
| (4)決算期          | 12月  |       |                |
| (5)発行済株式数       | 4,222,162,150  | 株     | (2025/12/31時点) |
| (6)事業内容         | テレビシリーズ作品・映画・ゲームなどのストーリーミング配信事業を手がける。ユーザーからの月額利用料が主な収入源。 |       |                |

(7)経理の概要 詳細は年次報告書(※)を参照のこと。

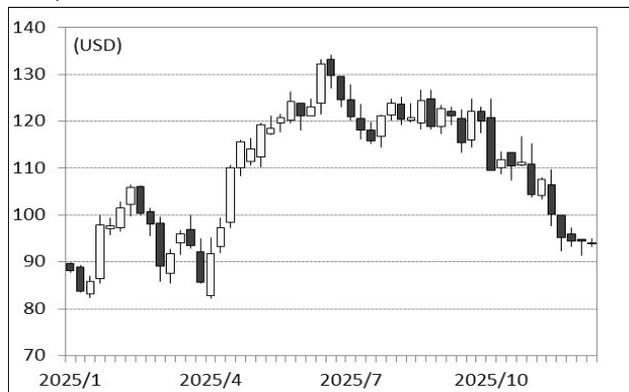
|       |       | 2025/12        |       | 2024/12        |
|-------|-------|----------------|-------|----------------|
| 総資産額  | (USD) | 55,596,993,000 | (USD) | 53,630,374,000 |
| 負債額   | (USD) | 28,981,505,000 | (USD) | 28,886,807,000 |
| 株主資本額 | (USD) | 26,615,488,000 | (USD) | 24,743,567,000 |

\*1. (3)③設立年の情報源: 発行者が米国企業の場合、登記されている州の公式HP。欧州各国企業の場合、年次報告書や企業HPなど。

## 2. 証券情報

|                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| (1)株式の種類及び名称      | 普通株式                                  |
| (2)①発行地           | 米国                                    |
| ②上場している外国の金融商品取引所 | (出典: 年次報告書)<br>ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット |

<チャート>



(3)株価の推移 <チャート>を参照のこと。

2025/1/1~2025/12/31

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 年間最高値 | (USD) | 134.115 |
| 年間最安値 | (USD) | 82.110  |

\* 「株価の推移」および「株価チャート」は、株式分割等の権利調整後の値。

| (4)業績推移 |       | 2025/12        |       | 2024/12        |
|---------|-------|----------------|-------|----------------|
| 売上高     | (USD) | 45,183,036,000 | (USD) | 39,000,966,000 |
| 当期純利益   | (USD) | 10,981,201,000 | (USD) | 8,711,631,000  |
| 株主資本額   | (USD) | 26,615,488,000 | (USD) | 24,743,567,000 |

| (5)1株当たり情報    |       | 2025/12 |       | 2024/12 |
|---------------|-------|---------|-------|---------|
| 1株当たり純利益(基本)  | (USD) | 2.58    | (USD) | 2.03    |
| 1株当たり純利益(希薄後) | (USD) | 2.53    | (USD) | 1.98    |
| 1株当たり配当額      | (USD) | 0       | (USD) | 0       |

\*2. (5) 1株当たり配当額: 会計年度に係る配当額として提案された数値が年次報告書に記載されている場合には、その金額を記載。記載されていない場合は会計年度中に支払われた金額を記載。

### ■備考

2025/11/17を権利落ち日として、1対10の株式分割を実施した。

<通貨単位> USD: 米ドル

<会計基準> 米国会計基準

(※) 年次報告書 <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1065280/000106528026000034/nflx-20251231.htm>

### <<ご留意いただきたい事項>>

- (注1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (注2) 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場されている場合、又は募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。
- (注3) 本資料は年次報告書、目論見書などに基づいて作成したものであるため、記載された決算期が直前に終了した決算期より古い場合や、年次報告書、目論見書などで開示された後の決算数字修正や直近の株式分割等を反映していない場合がありますので、ご了承ください。また本資料には、年次報告書、目論見書などに記載されている、主たる上場取引所以外の他の取引所への上場の状況が原則として記載されます。この場合、実際には他の取引所に上場されているものであっても、年次報告書、目論見書などに記載がされていない場合があります。
- (注4) 株価(価格)の推移の記載のあるものは、特に注記のない限り、原則として本資料作成の対象となる会計年度の期間を対象としています。株式分割、株式併合、または資本の増減があった場合には、それ以前の株価を遡及修正しています。

作成日：2025/12/10

### 3. 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生（※）

<ティッカー> NFLX

<会社名> Netflix, Inc.

<証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に該当する事実の発生>

重要事実：買収

#### （1）内容

ネットフリックスとワーナー ブラザース ディスカバリー（以下、ワーナー ブラザース）は 2025 年 12 月 5 日、ネットフリックスがワーナー ブラザースの映画・TV スタジオ、動画配信事業を買収することについて、両社が最終的な合意に至ったと発表した。

公表資料によると、ワーナー ブラザースの株式価値は 1 株当たり 27.75 米ドルで、企業価値は約 827 億米ドル（株式価値：720 億米ドル）と算出されており、ワーナー ブラザースの株主は保有する同社の普通株式 1 株につき現金 23.25 米ドルとネットフリックスの普通株式 4.50 米ドル分を受け取る。

両社の取締役会は本買収案を承認しているが、買収手続き完了のためには、2026 年第 3 四半期に予定されているワーナー ブラザースによるテレビネットワーク事業（ディスカバリー グローバル）の分社化完了に加え、ワーナー ブラザースの株主や規制当局からの承認を得ることなど、慣習的な完了条件を満たすことが条件で、12～18 カ月後に手続きが完了する見込みである。

#### （2）ワーナー ブラザース

（ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット上場、ティッカー WBD）の概要

本店所在地： 230 Park Avenue South, New York, New York 10003, USA

事業内容： 映画の制作・劇場公開やテレビ番組の制作、テレビネットワーク運営、  
動画ストーリーミングサービスなどを手がける。

発行済株式数： 2,684 (百万株)

総資産額： 104,560 (百万米ドル)

負債額： 69,622 (百万米ドル)

株主資本額： 34,037 (百万米ドル)

売上高： 39,321 (百万米ドル)

当期純利益： -11,311 (百万米ドル)

※2024 年 12 月 31 日時点のデータ（年次報告書から）

#### ●参考資料

（2025 年 12 月 5 日公告から）

<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1065280/000119312525308651/d65144dex991.htm>

（※）本書面は、金融商品取引法第 27 条の 32 の 2 第 2 項および証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 15 条第 1 項が定める「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の発生」をお知らせするものです。

Copyright (C) 2025, Ashu Research Inc. All Rights Reserved.